

通関業法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>通関業法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第五十号)</p> <p>(受験手数料)</p> <p>第七条 法第二十六条第一項の受験手数料は、受験願書に、通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)第十二条本文に規定する受験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第二十三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、同令第十二条ただし書に規定する金額の受験手数料を、当該提出により得られた納付情報により、納付しなければならない。</p>	<p>通関業法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第五十号)</p> <p>(受験手数料)</p> <p>第七条 法第二十六条第一項の受験手数料は、受験願書に、通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)第十二条に規定する受験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。</p>